

## 茨木市認可外保育施設指導監督要綱

### (目的)

第1 この要綱は、大阪府福祉行政事務に係る事務処理の特例に関する条例（平成12年大阪府条例第8号）第2条の規定に基づき本市が認可外保育施設について児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第59条第1項に規定する調査及び同条第3項から第6項までの措置を含む指導監督（以下これらを「指導監督」という。）を行い、もって当該施設を利用しての児童（以下「利用児童」という。）の福祉の向上を図ることを目的とする。

### (対象施設)

第2 この要綱の対象となる施設は、本市に所在する法第6条の3第9項から第12項までに規定する業務又は法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、法第34条の15第2項若しくは法第35条第4項の認可又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。次項において「認定こども園法」という。）第17条第1項の認可を受けていないもの（以下「認可外保育施設」という。）とする。

2 認可外保育施設には、法第58条の規定により児童福祉施設若しくは家庭的保育事業等の認可を取り消された施設又は認定こども園法第22条第1項の規定により幼保連携型認定こども園の認可を取り消された施設及び法第59条の2第1項の規定による届出（以下「届出」という。）をしていない施設を含むものとする。

### (指導監督基準)

第3 市長は、「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（平成13年3月29日付け雇児発第177号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別添「認可外保育施設指導監督の指針」に基づき、第6から第10までの規定に従い、児童の処遇等の保育内容、保育従事者数、施設設備等について指導監督を行う。

2 市長は、認可外保育施設に対し、法、消防法（昭和23年法律第186号）、食品衛生法（昭和22年法律第233号）、労働基準法（昭和22年法律第49号）等関係法令（第4第2項及び第7第2項第4号において「関係法令」という。）の順守を求めるものとする。

### (把握及び事前指導)

第4 市長は、地域の児童委員等との協力により、届出のない認可外保育施設の速やかな把握に努めるものとする。

2 市長は、認可外保育施設の設置について、認可外保育施設を設置しようと

する者等から相談があった場合及び設置について情報を得た場合には、指導監督の趣旨及び内容等を説明するとともに、関係法令及び指導監督基準の順守を求める。

- 3 前項の場合において、当該認可外保育施設が届出の対象となる施設（以下「届出対象施設」という。）に該当するときは、届出を行うよう指導する。  
（届出がない場合の措置）

第5 市長は、届出対象施設の設置後1月を経過しても届出を行っていない施設を把握した場合には、文書により期限を付けて届出を行うよう求めることができる。

（報告徴収）

第6 市長は、全ての認可外保育施設の設置者又は管理者に対して、年1回、期限を付けて、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第49条の7各号に掲げる事項の報告を求めるものとする。

- 2 市長は、次に掲げる場合は速やかに、認可外保育施設の設置者又は管理者に対して、当該各号に定める報告書による報告を求める。

- (1) 当該認可外保育施設の管理下において、死亡事案、重傷事故事案、食中毒事案等の重大な事故が生じた場合 事故等について（報告）（様式第1号）

- (2) 長期滞在児童（当該認可外保育施設に24時間かつ週のうちおおむね5日以上入所している児童をいう。）がいる場合 長期に滞在している児童について（報告）（様式第2号）

- 3 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合であって児童の処遇上の観点から施設に問題があると疑われるときは、随時、特別に報告を求めることができる。

- (1) 法第59条の2第1項第1号から第5号まで及び児童福祉法施行規則第49条の3各号に掲げる事項に変更があると認められる場合

- (2) 第1項の規定による報告その他の報告の内容に疑義がある場合

- (3) 前項の規定による報告がないものの、前項各号に掲げる場合に該当する事実が判明した場合又は強く疑われる場合

- (4) 利用者等からの苦情若しくは相談又は事故に関する情報等が国、地方公共団体等に寄せられている場合

- (5) その他児童の処遇上の観点から施設に問題があると疑われる場合

（立入調査）

第7 市長は、次の各号に掲げる認可外保育施設の区分に応じ、当該各号に定める頻度で立入調査を行うものとする。

- (1) 届出対象施設（次号及び第3号に掲げる施設を除く。） 原則として1年に1回以上

- (2) 法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設 市長が必要と認めるとき。
  - (3) ベビーホテル（午後8時以降の保育、宿泊を伴う保育又は利用児童のうち一時預かりの乳幼児が半数以上である保育を実施する施設（前号に掲げる施設を除く。）をいう。） 1年に1回以上
  - (4) 届出の対象でない認可外保育施設 原則として2年に1回
- 2 市長は、次に掲げる事項に留意し、立入調査を行う。
- (1) 立入調査の実施計画は、毎年度内当初に策定すること。
  - (2) 年度途中で新たに設置された認可外保育施設については、速やかに立入調査を行うこと。
  - (3) 評価の基準は「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について」（平成17年1月21日付け雇児発第0121002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別添の「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書交付要領」によること。
  - (4) 原則として、関係法令に係る十分な知識及び経験を有する者を含む2人以上で実施すること。この場合において、児童の処遇面で問題を有する可能性があるときは、児童福祉司、心理判定員、看護師等の専門的知識を有する者を加えることができること。
  - (5) 設置者又は管理者に対し、立入調査の期日を事前通告すること。ただし、重大な事故が発生した場合、利用者から苦情又は相談が寄せられている場合等で児童の処遇上の観点から認可外保育施設に問題があると疑われるときには、事前通告せずに、随時、特別に立入調査を行うことができること。
  - (6) 調査、質問等は、設置者又は管理者に対して行うこと。ただし、必要に応じて次に掲げる者からも事情を聴取することができる。
    - ア 保育従事者
    - イ 利用児童の保護者（当該認可外保育施設内での虐待や虚偽報告が疑われる場合等に限る。）

（改善指導）

- 第8 市長は、第7の立入調査の結果、指導監督基準に照らし改善を求める必要があると認められる認可外保育施設に対し、書面による改善指導を行うことができる。
- 2 市長は、前項の書面による改善指導に先立ち、口頭による改善指導を行うことができる。
- 3 第1項の書面による改善指導は、第7の立入調査の実施後おおむね1月以内に、法第59条第3項に基づく改善勧告又は同条第4項に基づく公表等の対象となり得ることを記載した上で、改善を要すべき事項を通知することにより行う。

4 第1項の書面による改善指導は、おおむね1月以内の期限を付けて、認可外保育施設に対し書面による報告を求めるものとする。この場合において、改善に時間の要する事項については、あわせて改善計画の提出を求めるものとする。

5 前項に規定する報告があった場合は、改善状況を確認するため、必要に応じ、特別に立入調査を行うものとする。

(改善勧告)

第9 市長は、認可外保育施設の設置者又は管理者に対し、第8の規定による改善指導を繰り返し行ったにもかかわらず改善が行われない場合又は改善の見通しが無い場合は、法第59条第3項に基づく改善勧告を行うことができる。ただし、児童の福祉にとって有害であると認められる場合は、改善指導を経ることなく改善勧告を行うことができる。

2 前項の規定による改善勧告は、第8の規定による改善指導における報告期限後（改善指導を経ずに改善勧告を行う場合にあっては立入調査実施後）おおむね1月以内に改善されなければ、公表、事業停止命令又は施設閉鎖命令の対象となり得ることを明示した上で、書面により行う。

3 第1項の規定による改善勧告を行う場合は、必要に応じ、事前に又は事後速やかに、児童相談所、近隣市、近隣児童福祉施設等の関係機関との間で、当該認可外保育施設が運営を停止した場合に備えた利用児童の受入先の確保等について調整を図る。

4 第1項の書面による改善指導は、おおむね1月以内の期限を付けて、認可外保育施設に対し書面による報告を求めるものとする。この場合において、建物の構造等から速やかな改善が不可能と認められる場合は、移転に要する期間を考慮して適切な期限を付けて、移転を勧告するものとする。

5 市長は、第1項の規定による改善勧告を受けた設置者又は管理者から当該改善勧告に対する報告があった場合は、その改善状況等を確認するため、速やかに特別に立入調査を行うものとする。

6 第1項の規定による改善勧告を行ったにもかかわらず、改善が行われていない場合は、改善勧告の内容及び改善が行われていない状況について公表するとともに、当該認可外保育施設の利用者に周知することができる。

(事業停止命令又は施設閉鎖命令)

第10 市長は、次の各号のいずれかに該当し、児童福祉に著しく有害であると認めるときは、茨木市児童福祉審議会の意見を聴き、認可外保育施設の設置者又は管理者に対し事業の停止又は施設の閉鎖を命じることができる。ただし、児童の生命又は身体の安全を確保するため緊急を要する場合で、あらかじめ茨木市児童福祉審議会の意見を聴くいとまがないときは、当該手続を経ないで命じることができる。

- (1) 第9第1項の規定による改善勧告に従わず、かつ、改善の見込みがない場合
  - (2) 第8の規定による改善指導又は第9第1項の規定による改善勧告を行ういとまがない場合
  - 2 市長は、前項ただし書に規定する場合は、事業の停止又は施設の閉鎖を命じた後、速やかに茨木市児童福祉審議会に報告するものとする。
  - 3 市長は、第1項の規定により事業の停止又は施設の閉鎖命令を行おうとする場合は、必要に応じ児童相談所、近隣市、近隣児童福祉施設等の関係機関との間で、当該認可外保育施設が運営を停止した場合に備えた利用児童の受入先の確保等について調整を図るものとする。
  - 4 市長は、第1項の規定により事業の停止又は施設の閉鎖を命じる場合には、当該認可外保育施設の設置者又は管理者に、行政手続法（平成5年法律第88号）第29条から第31条までに定めるところにより、次に掲げる事項を書面で通知し、もって弁明の機会を付与する。ただし、第1項ただし書の規定により事業の停止又は施設の閉鎖を命じた場合は、この限りでない。
    - (1) 予定される命令の内容
    - (2) 命令の原因となる事実
    - (3) 弁明書の提出先及び提出期限  
（情報提供）
- 第11 市長は、市民に対して、届出を行った認可外保育施設の基本情報や現況についての情報を提供する。
- 2 前項に規定する情報の提供は、次に掲げる項目を市のホームページを利用して閲覧に供する方法により行う。
    - (1) 各認可外保育施設の立入調査の結果
    - (2) 事業所基本情報
    - (3) 施設情報
    - (4) 開所日及び開所時間
    - (5) サービス情報
    - (6) 入所状況
    - (7) 併設サービス

#### 附 則

（実施期日）

- 1 この要綱は、平成23年3月31日から実施する。  
（経過措置）
- 2 この要綱の実施前に行った第6第1項に規定する届出、第11に規定する立

入調査その他認可外保育施設の指導監督を行うために必要な行為は、この要綱の相当規定において行ったものとみなす。

附 則

この要綱は、平成23年7月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、令和元年5月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の茨木市認可外保育施設指導監督要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

事故等について（報告）

年 月 日

（報告先） 茨木市長

住 所  
氏 名  
（団体名及び代表者名）

㊟

次のとおり、（死亡事案・重傷事故事案・食中毒事案・その他）について報告します。

施 設 名	
施設の所在地	〒 TEL
設 置 者 名	
設置者住所	〒 TEL
代 表 者 名	（氏名） （職名）
管 理 者 名	
管理者住所	〒 TEL
発 生 日 時	年 月 日（ ） 時 分
児 童 名	
生 年 月 日	年 月 日 歳（ か月）
性 別	男 ・ 女
保 護 者 名	
保護者住所	〒
保護者連絡先	TEL
診 断 名	: 全治 日
病 院 名	
病院所在地	〒 TEL
担当医師名	

<p>発 生 状 況</p> <p>(詳細に記入してください。)</p>	<p>保育従事者数 名 (うち、有資格者 名)</p> <p>児童数 名 (0歳児 名、1歳児 名、 2歳児 名、3歳児 名、 4歳児 名、5歳児 名、 学童 名)</p> <p>発生の状況：</p>
<p>発生後の対応</p>	
<p>保護者への 対応</p>	
<p>今後の対応</p>	
<p>備 考</p>	

様式第2号（第6関係）

長期に滞在している児童について（報告）

年 月 日

（報告先）茨木市長

住 所  
氏 名  
（団体名及び代表者名）



次のとおり、長期に滞在している児童について報告します。

1 児童について

- (1) 氏名
- (2) 生年月日及び年齢
- (3) 性別
- (4) 住所及び電話番号

2 保護者について

- (1) 氏名
- (2) 続柄
- (3) 住所及び電話番号
- (4) 勤務先等

3 滞在期間、滞在の状況等

4 その他（家庭の状況、家庭からの連絡の状況等）